

平成 2 1 年 3 月 川 口 市 議 会 定 例 会

施 政 方 針

川 口 市

平成21年度の予算並びに諸議案の説明に先立ちまして、お許しをいただき、市政に関する基本方針などを申し述べたいと存じます。

昨年秋に始まり、世界を席卷した金融危機は、世界同時不況の様相を呈し、依然としてとどまるところを知りません。IMF（国際通貨基金）が、本年1月末に発表した世界経済見通しによれば、2009年の世界経済の実質成長率は、戦後最悪の0.5%に落ち込むと予測し、また、政府が発表した2月の月例経済報告では、景気の急速な悪化が続いており、厳しい状況にあるとして、5ヵ月連続して下方修正しています。こうした経済状況を背景に、連日報道で繰り返される企業の業績不振や人員削減などのニュースは、多くの人々に、将来に対する底知れぬ不安を与えています。

本市産業界の皆さんからも、従前に比べて2割、3割仕事が減ったという声が多く聞かれ、中には、4割から5割の仕事がなくなったという悲鳴に近い声さえ聞こえてきます。私は、市民の皆さんのこうした将来への不安感を少しでも和らげ、何としても、この危機的状況を乗り切っていかなければならないと考えています。

こうした思いから、私は、解雇または雇い止めにより職を失った市民の皆さんを対象に、セーフティネットとして、昨年末から相談窓口を開設するとともに、住宅、雇用、就学等々に関わる各種支援策を講じて参りました。とりわけ、不況対策として新たに打ち出した、年度末の資金需要に対応するための、融資総枠50億円規模、貸付利率1.0%の中小企業緊急経営資金融資では、受付の初日である2月9日に、その前日から多くの申請者が、受付会場である青木会館に行列を作り、午後3時過ぎには225件を受け付け、申請総額が融資総枠に達した

ところで、改めて市内事業者の皆さんが直面している厳しい経営環境を認識した次第であります。

このたびの急激な景気の後退が、市民生活に与える影響はあまりに大きく、一自治体の力だけでは限界があることも、また確かであります。しかし、わずかでも市民の皆さんの安全・安心な暮らしに資することができればとの強い思いから、市として出来得る限りの施策に取り組んでいるところであります。

100年に一度と言われるこのたびの金融危機・経済不況であります。裏返せば、それは100年に一度のチャンスとも言えます。わが国の先達は、明治維新の折には、日本を封建国家から近代国家へと、そして、先の大戦でわが国が焦土と化した後には、日本を世界に冠たる平和国家、民主主義国家へと、2度にもわたり、みごとに造り変えてこられました。今回の危機をチャンスに変えられるかどうかは、この時代に生きている私たちにかかっています。今、求められているのは、いたずらに世相に惑わされることなく、また、悲観論に終始することなく、しっかり地に足をつけ、私たちの力を結集し、一步一步確実に、明るい将来に向けて歩みを進めていくことでもあります。

本市におきましても、厳しい時代状況の中、引き続き難しい市政運営を余儀なくされるものと思われませんが、市民の皆さんの生活の安定を最優先に掲げ、山積する市政の諸課題に対し、誠心誠意取り組むとともに、市民の皆さんと力を合わせて、誰もが「住んで良かった」そして「これからも住み続けたい」と実感できる「ふるさと川口」の実現に向け、全力を尽くして参る所存でありますので、議員の皆様におかれましても、より一層のご理解、ご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、政府におきましては、先に「平成21年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を決定いたしました。

それによりますと、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で、経済財政政策を進め、現下の経済金融情勢に対応するとともに、引き続き、昨年10月に公表された3つの重点分野を柱とする「生活対策」の実現及び「生活防衛のための緊急対策」を着実に実施するとしております。

これを受けまして、国の平成21年度予算は、世界の経済金融情勢の変化を踏まえ、国民生活と日本経済を守るべく「生活対策」に盛り込まれた内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置とあわせ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うとし、また、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すことにより、財政支出の抑制につなげる一方、「生活者の暮らしの安全」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に政策を集中し予算配分の重点化を行うとしております。

その結果、一般会計総額は、対前年度比6.6%増の8兆8,480億円と過去最高となり、このうち政策的経費である一般歳出も9.4%増の5兆7,310億円となっております。一方、歳入においては、景気の悪化により税収が大きく落ち込むことから、新規国債の発行額は財政再建の目安とされた3兆0億円を超え、3兆2,940億円に膨らんでおります。

また、地方自治体の予算編成の指針となります平成21年度の地方財政計画の規模は、地方税の大幅減に伴い、対前年度1.0%減の8兆2,557億円と2年ぶりの減額となっております。

一方、本市の平成21年度予算につきましては、歳入におきまして、景気の悪化により法人市民税で前年度比25.1%の減、市税全体で0.5%の減を見込むなど、財源の確保は以前にも増して厳しい状況であり、歳出において少子高齢化等の社会構造の変化に伴い、扶助費が増嵩するなど義務的経費が増加基調にあることから、事業の緊急性及び適時性を検討した上で、真に必要な施策を厳選することを基本に、予算編成を行いました。

予算化にあたりましては、「人づくり」「産業づくり」「暮らしづくり」「まちづくり」「手づくり」をキーワードに、事業全般にわたる徹底した見直しと重点化に努め、一般会計につきましては、1,360億5,000万円、前年度に比べ6.2%の増となっております。

主な特徴といたしましては、冒頭に申し上げました市民生活の安定を念頭に、小中学校の耐震診断・耐震補強事業をはじめ、子育て支援施策の拡充、産業の振興と不況対策・生活支援施策、そして、市内の均衡ある発展を進めるための都市基盤整備事業に加え、去る1月に「川口の農業を考える有識者会議」からご提言をいただいた本市農業の振興策を盛り込むなど、「緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口」の実現に向け、限られた財源の効率的活用を基本に予算編成をいたした次第であります。

それでは、以下、川口市総合計画基本構想における6つの施策の大綱に沿いながら、順次、平成21年度の諸施策について申し上げます。

第1は、健やかな川口づくりについてであります。

少子高齢化の進行に伴い世帯を構成する家族が減少し、ひとり暮らしの高齢者世帯や核家族が増えるなど、家庭内扶助が難しい状況の中で、これまで以上に社

会保障制度が担う役割は重要となっており、国では年金、福祉、医療など幅広い分野での見直しや施策の検討が進められているところであります。

本市におきましても、市民の誰もが社会の一員として、お互いに支え合うことで、安心して幸せな生活を過ごせるよう、保健・福祉など関係分野のサービスの充実と連携のさらなる強化を進めて参ります。

はじめに、子育て家庭への支援について申し上げます。

子育て中の家庭にとって子どもの健やかな成長は何にもまして望まれることから、本市では乳幼児医療費の支給制度を実施してきたところであり、これまでに支給対象年齢を小学校就学前まで拡大するとともに、平成19年度からは、医療機関における窓口払いを廃止するなど制度の整備、充実に努め、子育て家庭の精神的・経済的負担の軽減を図って参りました。

しかしながら、最近の景気後退はさらに市民生活を脅かしており、とりわけ子育て家庭への影響は深刻でありますので、本市として、経済的な負担が大きい入院時の医療費について、平成21年4月診療分から、支給対象年齢を中学校卒業にあたる15歳まで拡大するとともに、この制度の拡充に伴い、名称を乳幼児医療費支給制度から子ども医療費支給制度へと改めるものであります。

また、本市では、保育所への入所希望者が年々増加していることから、民間保育園の新設・拡充も含め、鋭意待機児童の解消に取り組んでいるところでありますが、本年4月には定員45人の民間保育園2園が戸塚地区と西川口地区にそれぞれ開園する予定であり、さらに元郷地区内にある民間保育園におきましても、同地区内での移転にあわせ定員を21人から45人に拡大し、開園の予定であります。

今後とも、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備し、安心して子

育てができるまちづくりを目指して、子育て支援策の充実・強化に取り組んで参る所存であります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

本市では、障害者福祉計画において、「ともに支え合う地域の中で、すべての人が輝くまち」を基本理念に掲げ、その実現に向けて様々な施策を推進してきたところであり、その施策の一つとして、民間の心身障害者地域デイケア施設等と連携し、障害者の皆さんの社会参加の促進と社会的な自立を図って参りました。

こうした中、これらの施設に対する県の方針が示され、各施設は平成24年3月までに障害者自立支援法に規定された事業へ移行することが求められております。しかしながら、その自立支援給付の個別事業へ移行した場合、報酬が従来月額払いから、提供するサービスの実績に基づく日額払いとなるため、施設によっては減収によるサービスの低下が懸念されるところであります。このため、移行後も施設運営の安定化が図られるよう、平成21年度から障害者新体系移行支援事業として各種支援策を講じて参ります。

その内容は、就労継続支援や生活介護事業等において、支援員や看護師を国の施設基準を上回って配置している施設に対し、新たに職員等の加配のための補助などを行うほか、現在、土地や建物を借用している施設に対して、市単独事業として実施している地代・家賃の補助を継続するなどであります。

また、新たな事業として、医療介助を必要とする重度障害者等の日中の居場所を確保し、家族の一時的な休息時間を設けるための日中一時支援事業を実施するほか、相談支援事業所及び地域活動支援センターの増設等もあわせて行うものであります。

今後とも、障害者の皆さんが地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者福

社の充実に向けて積極的に取り組んで参る所存であります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

1点目は、特別養護老人ホームの整備についてであります。

65歳以上の高齢者人口の増加に伴い特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設のニーズが高まっていることから、本市においては必要な施設の確保に努めているところでありますが、このほど本市が施設整備費の一部を助成し、整備を進めてきた特別養護老人ホーム2ヵ所が本年4月から開所の運びとなりました。

この施設は、芝下の旧埼玉県工業技術センター跡地において社会福祉法人益慈会が建設し、運営する入所定員150床の「マッシーテラス」及び赤芝新田において社会福祉法人元気村が建設し、運営する入所定員110床の「かわぐち翔裕園」であります。

この2施設の開所により、本市では、あわせて13施設、1,226床の特別養護老人ホームが確保されることとなりますが、年々増え続ける高齢者の施設ニーズに対応するためには、さらに施設の確保が必要な状況でありますことから、平成21年度は、原町において社会福祉法人敬和会が整備を進める小規模特別養護老人ホームに対し施設整備費の一部を助成して参ります。

2点目は、後期高齢者医療制度についてであります。

昨年4月に導入されました後期高齢者医療制度に対しては、実施当初から疑問や批判が寄せられ、国ではこうした声に応える形で、制度の見直しが行われたところでもあります。

その内容として、特別措置により、被保険者に対する保険料の負担軽減措置が改められるとともに、年金からの保険料の支払いについては、申し出により口座振替による支払いができるよう制度改正を行ったものであります。

こうした見直しが行われる一方で、歯科ドック検診を受ける場合、現在の後期高齢者医療制度では、保健事業の実施主体である広域連合において助成を行っていないことから、検診料は全額自己負担となっております。

しかしながら、歯は食生活の要であり、早期治療により歯の健康を保持することは、年齢にかかわらず大切でありますので、平成21年度から、本市単独事業として歯科ドック検診料の助成を実施して参ります。

多くの皆さんに受診していただけるよう、国民健康保険事業での助成額を考慮して、平成21年度は検診料の9割相当額を助成いたすものであります。

3点目は、介護保険事業についてであります。

現在、本市の支援や介護を要する高齢者は、制度開始時である平成12年度の3.1倍にあたる1万1千人を超え、高齢者の生活を支える上で、介護保険事業はますます重要な役割を担うことが求められております。

こうしたことから、本市では、介護保険事業の円滑な運営に取り組んでいるところでありますが、このほど第4期の介護保険事業計画の策定を終えましたので、その計画の初年度にあたる平成21年度には、要介護高齢者数や介護サービスの需要量などの推計に基づいて第1号被保険者の保険料を改定するほか、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターを増設し、相談体制等の機能の充実に努めるとともに、介護予防事業として、新たに「ウォーキング教室」等を実施して参ります。

このほか、介護サービスの福祉用具購入及び住宅改修にかかる給付では、利用者の一時的な費用負担の軽減や利便性を図るため、利用者が費用の1割を事業者を支払い、残りの9割相当額については、市から事業者へ直接支払う受領委任払い制度を導入して参ります。

今後とも、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、施策の充実に努めて参ります。

次に、食育推進計画の策定について申し上げます。

わが国では、食の多様化が進む一方、命を支える食の大切さに対する意識が希薄となり、その結果、健全な食生活が失われ、不規則な食事や偏食に起因する肥満や生活習慣病が増加しつつあります。

国では、こうした状況を改善するため、食育基本法に基づき、平成18年3月に食育推進基本計画を策定し、食育推進運動の展開などの施策について、基本的な方針を定めるとともに、食育への関心を高め、朝食の欠食割合を減らすための数値目標を示すなど、家庭、学校、地域などにおける食育の総合的な促進に関する事項等を盛り込んでおります。

また、食育基本法では、各自治体においても食育推進計画の策定を求めており、埼玉県におきましては、平成20年2月に食育推進計画を策定したところであります。

本市では、心身の健康増進と豊かな人間形成を図る観点から、これまでも小中学校や保育所、保健センターなどを中心に食育に取り組んで参りましたが、今後は年齢層に関わらず、誰もが食に関する知識や食を選択する力を習得できるよう、食育を体系的、総合的に推進していくため、国・県の計画を踏まえながら、平成21年度に、本市の特性を生かした食育推進計画を策定して参ります。

第2は、彩り豊かな川口づくりについて申し上げます。

彩り豊かな川口は、学びやスポーツを通じて心身の健康を維持し、文化・芸術に触れることにより成長し、郷土愛を大切に育んだ市民によって築かれるもので

あります。

平成21年度におきましても、「人づくりなくして郷土づくりなし」の理念に基づき、市民一人ひとりが学校教育や生涯学習を通じ、豊かな感性と生きる意欲を育むことができるよう、施策の充実に努めて参る所存であります。

はじめに、学校ファーム推進事業について申し上げます。

学校教育においては、教室で学ぶ基礎学習はもとより、校外で地域に暮らす様々な人々と触れ合い体験をし、その経験から学ぶことは、児童生徒の人格形成の上で極めて重要であります。特に、命の大切さが重要なテーマとして教育現場に求められている現在、体験学習を通じて、自然の恩恵がもたらす食物が、私たちの命を支えていることを学ぶことは、大変有意義であります。

こうした考えに基づいて、平成21年度に、青木北、領家、上青木南の小学校3校及び小谷場、安行東の中学校2校をモデル校に指定して、児童生徒が農業作業を体験することにより、農作物の植え付けから収穫までの生育過程を学び、生きる力を身につけていく学校ファーム事業を実施して参ります。

すでにいくつかの小学校では、農業体験を授業に取り入れ効果を上げているところではありますが、今までのこうした取り組みをさらに拡充し、地域の営農者、JAによる支援体制を整えることにより学校ファームとして位置付けるとともに、今後は、モデル事業の成果を踏まえ、全小中学校への拡大を目指して参ります。

次に、フットサルコート整備について申し上げます。

本市は、伝統的にスポーツ活動が盛んであり、市内には7つのスポーツセンターに加え、青木町公園総合運動場、体育武道センターなど数多くの体育施設とともに、荒川河川敷などの広大な都市空間を利用したスポーツ、レクリエーションの場が整備され、そこを拠点に、様々なスポーツ団体による活動が、活発に行わ

れているところであります。

こうした中、荒川下流域の河川管理を行っている国土交通省荒川下流河川事務所から、水辺の自然再生事業にあわせ、芝川水門付近の河川敷の一部をスポーツ施設として活用することについて提案がなされ、この提案に基づき、これまで整備可能なスポーツ施設について、様々な観点から検討を重ねて参りました。

その結果、若者を中心に人気が高く、設置要望の多いフットサルコートであれば、区域の形状等を考慮しても十分整備ができることから、平成21年度において、駐車場、可動式トイレを付帯施設とするフットサルコート2面を整備するものであります。

今後とも、市民の皆さんが気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を推進して参ります。

次に、並木公民館の建替えについて申し上げます。

本市では、中央ふれあい館を含め、全国に誇る31の公民館が設置されており、それぞれ生涯学習施設としての役割に加え、地域のコミュニティ活動の拠点施設としての役割も担って参りました。

並木公民館は、昭和39年、東京オリンピック開催の年にオープンして以来、44年が経過し、老朽化が進み、また施設自体が狭隘であることから、今般、多種多様な学習機会の提供やコミュニティの中核を担い、防災機能も備えた地域の拠点施設として、平成21年度を初年度とする2カ年の継続事業により建替えを実施して参ります。

この施設は、多目的ホール、会議室、視聴覚室などの学習施設のほか、スロープや手すり、エレベーターなど障害者や高齢者に配慮したユニバーサルデザインや太陽光発電システムを取り入れるとともに、防災拠点として隣接する並木町東

公園と一体的に利用できる施設として整備するものであります。

今後は、市民の皆さんに親しまれ、多目的に利用することのできる並木地区の拠点施設として、地域の人づくり、コミュニティづくりに大いに活用されるよう期待するものであります。

次に、かわぐち音楽の日について申し上げます。

近年、市民の間で、バンド活動など音楽を通じ、自らを表現しようという動きが高まりを見せ、市内の多くのアマチュア・ミュージシャンが、それぞれの地域で活発に活動しているところですが、そうした音楽活動を発表する場が少ないのが現状であります。

そこで、昨年11月2日、市制施行75周年を記念し、第1回「川口アマチュア音楽祭」を開催したところ、県内はもとより、関東一円から気鋭のアマチュア音楽家が集い、大変好評を博したところであります。

第2回となる平成21年度の音楽祭については、本市の音楽シーンをより一層盛り上げ、音楽を通して市民の皆さんと感動を分かち合うため、実行委員会を新たに設け、毎年11月の第1日曜日を「かわぐち音楽の日」として、実施するものであります。

現在、実行委員会では、多くのご意見やご提案を反映させた音楽会とすべく、開催に向け鋭意取り組んでいるところであり、本市といたしましても、このようなアマチュア音楽家活動などを積極的に支援し、市民の皆さんに大いに楽しんでいただける音楽祭を開催して参りたいと存じます。

第3は、にぎわいある川口づくりについて申し上げます。

地域社会を支え、雇用の場と市民生活の安定をもたらす産業の育成と振興は、

にぎわいのある川口づくりの基礎であります。

本市産業界は、冒頭で申し上げました通り、これまでにない急激な景気悪化に直面しております。平成21年度は、この難局とも言える事態を乗り切るための適時適切な施策を講じるとともに、伝統に培われた地場産業の新たな展開や、新産業の構築、またそれらに関わる人材の育成支援など将来を見据えた施策に取り組んで参りたいと存じます。

はじめに、商工業振興について申し上げます。

本市は、伝統ある鋳物、機械工業等をはじめ多彩な業種の企業活動によって全国でも有数な「ものづくりのまち」として知られておりますが、これから、さらに飛躍的な発展を遂げるためには、企業の創造的技術開発力や製品開発力をさらに高め、産業集積ネットワークを生かし、厚みのある産業構造を構築していくことが求められており、そのためには将来の本市の産業を担う起業家の育成が急務であります。

このことから、平成21年度は、さらに起業家の育成・集積を図るため、SKIPシティで実施している技術研究支援事業などと連携を図りながら、市が所有する並木元町の建物を活用して、事務室、会議室などを備えるインキュベートオフィスを整備し、新たな事業に挑戦する起業家の皆さんに低廉な賃料でスペースを提供して参りたいと存じます。

私は常々「産業の振興なくしてまちの前進なし」と申し上げておりますが、現下の大変厳しい状況を踏まえ、市民生活を支えている本市産業の育成、振興及び支援に、さらに力を注いで参る所存であります。

次に、農業振興について申し上げます。

本市農業においては、安行ブランドの植木や花き、草花などの特産園芸品や防

風など特色ある営農活動が続けられておりますが、都市化の進展に伴い、この20年間で農地の経営耕地面積は45%、農業人口は43%も減少し、農業従事者の高齢化や後継者不足、農地に対する税制問題など都市農業としての多くの課題を抱えるなど、農業をめぐる環境は、大変厳しい状況にあります。

こうした現状を踏まえ、本市農業の維持・発展に資するよう、昨年4月に「川口の農業を考える有識者会議」を設置し、以来活発なご議論をいただき、去る1月26日には、この有識者会議を代表して、澁澤栄座長及び守谷賢一副座長から、その成果である報告書をご提出いただいた次第であります。

この報告書は、都市農地の多面的機能を生かし、「食」と「緑」を軸に、現存する農地、緑空間を保全、活用していく必要があるとして、中心議題を「都市農業の復権と発展のために・・・50年後にも農のある街」と定め、40施策にも及ぶ広範かつ具体的な施策提案を盛り込んだ内容となっております。

私は、このたびの施策提言をありがたく受けとめ、早速実現すべき施策を選択し、その第1弾として、平成21年度には、都市農業の課題を抱える全国各都市の首長等代表者が一堂に会し、情報交換や意見交換などを行う「都市農業サミット」を開催し、都市農業の大切さを全国に発信するとともに、国及び関係機関に対しても、働きかけを行って参りたいと存じます。

また、農業経営の担い手となる人材を育成・確保する観点から、新規就農を希望する皆さんを対象に営農実践研修を行う「川口農業塾」を開催するとともに、先に申しあげました「食育推進計画の策定」や「学校ファーム推進事業」、さらには、この後申し上げる「緑のまちづくりシンボル事業」を実施するなど、今後も様々な農業振興策を積極的に推進して参る所存であります。

第4は、やすらぎのある川口について申し上げます。

本市では、災害や事件・事故から市民を守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、環境施策や美しくうるおいのある景観形成を推進して、いつまでも住み続けられるやすらぎのある都市づくりに努めているところでもあります。

はじめに、防災対策について申し上げます。

近年、国の内外において地震や台風などの大規模な自然災害が多発し、大きな被害をもたらしており、市民生活の安全を脅かす災害への速やかな対策が求められているところであります。

本市では、安全・安心なまちづくりを目指し、地震や風水害などの災害に対し迅速かつ的確に対処するため、地域防災計画の大幅な改訂を行い、防災機能の強化に努めているほか、住宅の耐震化を促進し、地震から生命、身体を守るため、地震による危険性を示した地震防災ハザードマップを全戸配布し、市民の減災意識の高揚に努めてきたところであります。

平成21年度は、本市の防災行政無線を活用して、人工衛星を利用し送信される国の地震情報などを市民の皆さんに瞬時に伝達するため、20年度に構築した「全国瞬時警報システム」の運用を開始するとともに、引き続き、防災行政無線の聞き取りにくい地域の解消に努め、あわせて無線装置をアナログ方式からデジタル方式へ順次整備するなど、情報伝達の迅速・確実性の向上と早期の避難や被害の抑止に役立てて参ります。

また、荒川河川敷における広域防災拠点の整備の一環として、平成20年度から2ヵ年で進めております荒川運動公園管理棟の建替えであります。21年度は災害時のための備蓄倉庫や緊急災害用仮設トイレ等の整備などを行い、今後、

近隣住民の避難場所の用に供するとともに、本市の現地対策本部のほか、自主防災組織の活動拠点として活用して参ります。

今後とも、地震など突発的な自然災害などに対する予防と初動行動を強化し、被害を最小限に抑えるための対策を推進するなど、安全で安心なまちづくりを強力に進めて参りたいと存じます。

次に消防・救急体制について申し上げます

施設の老朽化に伴い、平成20年度から2ヵ年の継続事業により建替えを行っております南平分署は、本年10月に竣工となり、新分署としてオープンする予定であります。

新分署は、南平地区を中心とした消防活動の拠点施設として、その役割を果たしていくとともに、市民向けの救命講習や応急手当の普及啓発活動なども積極的に展開して参ります。

また、救急業務の高度化・多様化に対応するため、消防本部に新たに救急課を設置するほか、耐震補強工事とともに増築工事を行いました上青木分署に、平成21年度から救急自動車を配備するなど体制を拡充し、さらなる救命率の向上を図って参ります。

今後とも複雑多様化する火災や緊急時の救命処置に迅速に対応すべく消防・救急体制の充実を図り、地域の安全・安心対策に努めて参る所存であります。

次に、環境施策について申し上げます。

私は、これまで、様々な環境施策を実施する中で、「地球温暖化」という言葉は、温暖で過ごしやすいという印象を感じさせ、地球が直面している自然環境の危機的状況を適切に表現していないのではないかという疑問を、かねてより抱いております。

こうしたことから、私は、去る1月23日に環境省を訪れ、環境大臣に直接お会いし、地球環境を取り巻くこの喫緊の課題に相応しい、全国民が危機感を感じざる名称への変更を申し入れたところであります。

本市においては、これを機に、地球的な規模で起きている気候変動に対し、「地球高温化」という名称を用いて参りたいと考えております。

さて、1点目は、その地球高温化対策への取り組みについてであります。

これまで本市においては、地球高温化対策として、様々な施策を実施して参りましたが、平成21年度の組織改正にあわせ、それらの施策を一元的に推進する窓口として、環境部内に地球高温化対策係を設置することといたしました。

また、平成21年度の新たな試みとして、温室効果ガスの削減に資するよう、本市の一部業務について、予め登録した会員が自動車を共同利用する「カーシェアリング」を導入するための検証を実施して参ります。

今回導入するカーシェアリングは、川口駅周辺及び朝日環境センター周辺の2ヵ所を拠点とし、平日は主に川口駅前行政センター、中央図書館など駅前の4施設と環境部が公用使用し、週末は一般市民が使用する形態を採るもので、総体として所有する車両台数を削減し、必要な時だけ車を使うことから、CO²の削減効果が得られ、また、交通渋滞の緩和などにも効果が期待できるものであります。

この事業は、市町村では全国初の試みとなることから、カーシェアリングを公用で利用する上での課題などを検証し、都市部の自治体における新たな地球高温化対策の取り組みの一つとして導入の方向性を探って参りたいと存じます。

2点目は、廃棄物対策についてであります。

朝日環境センターの稼働に伴い、停止した旧青木環境センターにつきましては、老朽化が著しいことから、このたび平成21年度から2ヵ年継続事業として、現

在使用している収集事務所及び車庫を除いた焼却処理施設を解体することといたしました。

解体にあたりましては、周辺住民の皆さんの生活環境に影響を与えないよう、安全管理に万全の配慮をするとともに、施設跡地の利用につきましては、周辺住民の皆さんのご意見をお聞きしながら検討して参りたいと存じます。

また、ごみ減量対策、地球高温化防止、さらにはライフスタイルの転換を目的とするレジ袋無料配布中止の取り組みにつきましては、昨年11月10日から、12事業者の市内19店舗において開始し、1月中のレジ袋辞退率においても、平均で81.2%という高い率を維持しているところであります。

この成果は、なによりもグリーンコンシューマーとしての市民の皆さんの環境に対する高い意識と行動の結果であると考えております。

こうした中、本日から、協定締結店のうち一部の店舗が売り上げ減を理由に、残念ながら有料化を一時中止する一方で、昨日、新たな事業者との間で協定が締結され、今月開店する店舗において実施される運びとなりました。このレジ袋無料配布中止の取り組みは、「地球規模で考え、足元から行動する」という言葉に相応しい環境対策であり、誰もが簡単にできることから、平成21年度におきましては、商圈を一にする隣接市とも連携して実施店舗の拡大を図り、より広域的な取り組みへとつなげて参りたいと存じます。

次に、緑化の推進について申し上げます。

緑豊かなまちは、そこに暮らす人々の生活にやすらぎとうるおいを与えます。

本市では、昨年9月に改訂を行った「緑の基本計画」において、安行近郊の緑地保全区域や見沼田んぼなどの緑を生かし、本市のみならず首都圏において広域的な緑の拠点を担うまちを目指しているところであります。

また、この地域は、首都に隣接する有利な立地のもと、「植木の里・安行」のブランドを生かした植木・花きを中心とする特産農業が盛んであり、長い歴史に培われた卓越した緑化・造園技術を有しています。

そこで、こうした特性を生かし、市民の憩いの場である公園を、本市の造園技術を生かした言わば特色ある“庭園”へと育てるべく、平成21年度から、安行・戸塚地域を中心とする9公園をモデルとして選定し、川口市造園業協会を指定管理者とした「緑のまちづくりシンボル事業」を実施して参ります。

この取り組みの効果として、造園業者の皆さんが持つ高い技術力をアピールできるほか、指定管理者制度を活用した効率的な施設運営を行うことが可能となり、さらには、市内外の皆さんが日常的に庭園に触れることで庭園文化に対する関心が高まり、ひいては緑化産業に対する需要の喚起につながるものと考えております。

将来は、これらの取り組みの成果を踏まえつつ、川口らしさを有する公園の拡大を図り、緑化センター等近隣施設との回遊性を持たせたり、季節感を演出することで、植木の里としての新たな名所づくりや、埼玉高速鉄道等を利用した都内からの集客の拡大、緑化産業の振興にもつなげて参りたいと存じます。

今後とも、緑の拠点を担うまちづくりを目指し、積極的に緑化の推進に取り組んで参る所存であります。

第5は、発展性ある川口づくりについて申し上げます。

本市では、地域の特性を踏まえた市域の均衡ある発展を目指して、快適で機能的な市街地の整備及び自然環境と調和し災害に強い土地利用の推進など、地域住民と連携をとりながら、都市基盤整備を推進し、魅力的で発展性あるまちづくり

に努めているところであります。

はじめに、中の橋の架換え事業について申し上げます。

本市で管理を行っている橋りょうの数は、大小を合わせ300を超え、それぞれの橋りょうの使用頻度や老朽化の度合いを考慮しながら、橋りょうの架換え事業を計画的に行っているところであります。

中の橋は、上青木1丁目と上青木3丁目との境を流れる豎川に架かる昭和30年代半ばに設置された橋長10m、幅員7.5mの橋りょうであります。すでに設置から約50年が経過し、老朽化が進んでいることに加え、歩道が設置されておらず、また、現在の橋りょうが豎川の河川幅員より狭いことから流水にも支障を来たしている状況にあります。

このため、平成21年度から3ヵ年計画で、架換え事業を行うこととした次第であります。

完成後の新橋は、橋長20m、幅員7mを有し、歩行者や自転車も安全かつ安心して通行できるように橋の両側に2.5mの歩道を整備するほか、治水管理の改善を図るものとなります。

橋りょうは、道路同様、市民、企業の移動・流通ネットワークを支える重要な基幹施設でありますので、今後とも計画的な整備を図って参ります。

次に、川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業について申し上げます。

JR 川口駅周辺は、市街地再開発事業等によりキャスティやキュポ・ラなどがオープンし、川口の顔づくりも概ね完了いたしました。その一方で、依然として未接道の宅地や老朽化した木造住宅、工場などが混在し防災上の対策が必要とされる地区も残っているところであります。

川口駅東口から南に約800mの準工業地域内に位置し、面積1.1ヘクター

ルを有する区域もこのような地区であり、このたび、当該地区において組合施行による市街地再開発事業が実施される運びとなりました。この再開発事業につきましては、平成18年4月に地元権利者等による再開発準備組合が組織され、現在、都市計画変更に向けた調整が鋭意進められているところであります。

この事業により、敷地の共同化によるゆとりある空間が確保され、さらに、川口駅周辺地区から震災時の避難路となる都市計画道路・善光寺荒川線の拡幅整備や当該地区に接する狭あい道路の整備、建物の不燃化による安全な市街地の形成が図られるほか、施設計画には、産業育成施設や医療施設、子育て支援施設等を併設することから、地域と協働していくまちづくりとして、積極的にこの事業を支援して参る所存であります。

次に、区画整理事業予定地区における住宅市街地総合整備事業への事業転換について申し上げます。

土地区画整理事業は、快適で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める上で極めて重要な都市基盤整備事業であるという認識に立ち、本市では、現在、市施行7地区、組合施行2地区で、鋭意土地区画整理事業の推進に努めているところであります。

一方、土地区画整理事業予定地区である芝第3・第4地区と芝第2・第5地区及び芝東第2地区は、事業化の目途が立たないまま急速な宅地化が進み、建物が密集していることから、減歩用地の捻出が困難であるなどの課題を抱えており、加えて、当該地区の一部が、地震時等において大規模な火災の可能性がある地区として、平成15年に、国から重点密集市街地の指定を受けたことから、市街地の整備改善が急務となっております。

ご存じのとおり、土地区画整理事業は、市街地を面的に総合整備する手法であ

るのに対し、このたび導入することとした国の補助制度である住宅市街地総合整備事業の密集住宅市街地整備型は、まちを抜本的に見直すのではなく、従前の道路、公園や建物の配置、これまで育ててきたコミュニティなど、まちの伝統や良さを生かしつつ、地域住民との協働を図りながら、住環境を整備改善し、地域の防災性を高める手法であります。

このたび、この整備方法の違いに着目し、約101ヘクタールの面積を有する当該区域において、これまでの土地区画整理事業から、住宅市街地総合整備事業の密集住宅市街地整備型へ事業手法を転換し、まちづくりを進めて参ります。

今後の予定といたしましては、平成21年度から22年度において、事業導入のための調査を実施し、国土交通大臣の承認を得た後、平成23年度以降、事業実施を目指して参ります。

今後はこうした新たな手法の導入も考慮に入れながら、都市基盤整備事業の推進に努めて参りたいと存じます。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道は、居住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、安全で快適な市民生活を確保する重要な施設であるとともに、河川等の水質汚濁を防止するなど環境を守る重要な役割を担っております。

平成21年度においては、公共下水道築造事業を推進するとともに、震災発生時に地域の避難所として活用される本町小学校の建替えにあわせ、同小学校に緊急災害用仮設トイレを整備するほか、ポンプ場施設1カ所について運転維持管理業務の民間委託を行い、効率的な事業経営を進めて参ります。

今後とも、地域の実情に即した下水道を整備し、普及率の向上と水洗化の促進に努めて参る所存であります。

第6は、であいのある川口づくりについて申し上げます。

本市では、すべての人々が、互いの人間性を尊重しながら主体的に活動し、ふれあい、交流しながら、市民と行政がともに考え、成長していくことができる地域社会の創造を目指しているところでもあります。

はじめに、川口市自治基本条例について申し上げます。

自治基本条例につきましては、議員の皆様には、改めて、ご説明申し上げるまでもないとは存じますが、この条例は、市民が市政の主人公であることを基本とし、市民が幸せに暮らせる地域社会を実現するため、本市の最高規範として、市民の役割及び権利、市の役割及び責務などを明確にするとともに、市政運営の基本的なルールを定め、本市における自治を実現することを目的に定めるものであります。

今回の条例策定に向けた取り組みの数々は、今後の市政運営には欠かすことができない市民参加によるものであり、市民の皆さんが主役のまちづくりを進める上で、私は、この川口市自治基本条例を尊重し、市民の皆さんとともに、市政運営に努めて参る所存であります。

次に、豊かなコミュニティづくりについて申し上げます。

人と人とのつながりが、まちのコミュニティを創っております。地域やテーマなどでつながった町会や同好会などのコミュニティのほか、本市では、平成13年度から、同じ世代の人たちがつながる盛人コミュニティというべき全国的にも珍しい取り組みを進めており、50歳以上の皆さんを成熟した盛んなる人と讃え祝う「盛人式」を市民の手づくりにより隔年で開催しております。この催しは、これまでに4回開催され、同世代のつながりと地域参加のきっかけづくりに大きな役割を担って参りました。この盛人式を機に多くの盛人に関わるボランティア

団体や NPO 法人が結成され、現在も活発に活動を行っており、その活動を通じて社会貢献の一翼を担っているところであります。

平成 21 年度は、第 5 回目の節目を迎える「きらり川口盛人式」が開催されます。対象者は、前回に引き続き 50 歳になる方々と団塊の世代である 60 歳となる方々を中心とした世代で、式典では、盛人エッセーコンテスト表彰式や盛人大学受講生の卒業論文スピーチ、歌声広場などが行われる予定であります。

私は、この「盛人」をキーワードに、中高年世代が様々な事業を通じてつながることで自己実現を図るとともに、地域や社会づくりに力を発揮されるものと大いに期待しております。

「まちはみんなで創るもの」であります。今後も市民との協働を積極的に推進して参りたいと存じます。

以上申し上げました考えをもとに、平成 21 年度の予算編成を行いました結果、その規模は、一般会計におきましては、対前年度当初比 6.2% 増の 1,360 億 5,000 万円、また、特別会計におきましては、川口市国民健康保険事業特別会計をはじめ 14 会計で、対前年度当初比 4.2% 減の 1,211 億 3,220 万円、企業会計は 2 会計で対前年度当初比 1.3% 増の 301 億 1,400 万円となり、全会計では、対前年度当初比 1.0% 増の 2,872 億 9,620 万円となった次第であります。

さて、今回提出いたしました議案であります。予算議案は、平成 21 年度一般会計をはじめ 17 件、一般議案は、川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例等の条例議案 10 件、訴えの提起議案 2 件、市道路線の認定廃止議案 8 件、人事議案 1 件であります。

それぞれの議案内容につきましては、この後副市長からご説明を申し上げますので、慎重にご審議を賜り、何卒、ご可決くださいますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、固定資産税の土地評価替えに伴いまして、地方税法の改正案が今国会に提出されているところでありますが、その審議状況を踏まえ、市税条例の改正案を本議会中に追加提案いたす予定でありますので、ご了承を賜りたいと存じます。